

令和6年嵐山町農業委員会 第10回総会議事録

1. 開会日時

令和6年12月20日（金）午前10時30分～午前11時10分

2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

3. 出席委員（出席者8名）

第1番 瀬山 和令 第2番 金井 敏隆 第3番 内田 公生 第4番 内田 久子

第5番 安藤 紀子 第6番 杉田 健一 第7番 青木 美恵子 第8番 杉田 哲

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第6 議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第7 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第8 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第20条第2項の規定による目標地図の素案作成について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 寧

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は 名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和6年嵐山町農業委員会第10回総会は
成立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第4 内田 久子 委員

議席番号 第5 安藤 紀子 委員

議席番号 第6 杉田 健一 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第10回総会に提出されました議案について、報告します。報告第10・11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について2件、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件、議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1件、議案第34号 農業経営基盤強化促進法第20条第2項の規定による目標地図の素案作成について1件、合計5件です。

議長 次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 続きまして、日程第4 報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、説明いたします。

事務局 届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△番△外△筆、地目：畑、総面積：520㎡です。

事務局 譲受人は、本庄市〇〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 氏名A氏です。

事務局 譲渡人は、東京都〇区〇〇△丁目△番△号 氏名
B・氏名C氏です。

事務局 転用目的は、住宅用地です。

事務局 令和6年11月14日、嵐山町農業委員会事務局長
専決規程に基づき、受理しております。以上です。

議長 ありがとうございました。この件につきましては、
報告事項であるため、ご了承願います。

議長 続きまして、日程第5 報告第11号 農地法第5
条第1項第6号の規定による届出についての件を議
題とします。本案について、事務局から説明をお願い
します。

事務局 報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定
による農地転用届出について、説明いたします。

事務局 届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇△△△番△、
地目：畑、面積：178㎡です。

事務局 譲受人は、川越市〇〇町△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇
〇△△△号室 氏名D氏です。

事務局 譲渡人は、東松山市〇〇〇△番地△△ 氏名E氏で
す。

事務局 転用目的は、自己用住宅です。

事務局 令和6年11月25日、嵐山町農業委員会事務局長
専決規程に基づき、受理しております。以上です。

議長 ありがとうございました。この件につきましては、
報告事項であるため、ご了承願います。

議長 続きまして、日程第6 議案第32号 農地法第3

議長	条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。
事務局	申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇〇字〇〇△△△番△、地目：畑、面積：174㎡です。
事務局	譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇〇△△△番地△氏名F氏です。
事務局	譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇〇△△△番地氏名G氏です。
事務局	申請理由は、新規就農、権利関係は、所有権移転です。

事務局	当申請について、申請地に隣接する宅地は以前農地転用された土地であり、転用当時より、農地も使用していたとのことで、取得後は同様にキュウリやナス、玉ねぎ、白菜等の野菜を作付けする計画でございます。
事務局	それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。
事務局	全部効率利用要件：既に申請地で耕作をしておりますが、取得後も同様に作付けをし、農業に従事すると思われるので、問題ないと思われます。
事務局	農業常時従事要件：営農計画書のとおり、年間200日程度、農業に従事することですので、問題ないと思われます。
事務局	地域との調和要件：申請地は、住居に挟まれた畑であり、周辺農地の利用に影響はないと思われます。規

事務局	模拡大等の意向はなく、自作地のみの管理となるとのことですが、申請地周辺の環境を考えるとやむを得ないと思われます。
事務局	以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。
議長	どうぞ。 (質疑なし)
議長	質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第3班青木委員、お願いします。
青木委員	議案第32号について、調査報告をいたします。1

青木委員	2月12日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決します。
議長	本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手 全員
議長	よって、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。
議長	続きまして、日程第7 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題と

議長	します。本案について、事務局から説明をお願いします。 す。
事務局	議案第 3 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による 許可申請について、説明いたします。
事務局	申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番△ の一部、地目：畑、面積：1,709 m ² の内 491 m ² です。
事務局	譲受人は、東松山市〇〇△丁目△△番地△ 〇〇〇 〇〇〇〇△△△ 氏名 H・氏名 I 氏です。
事務局	譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地 氏名 J 氏です。
事務局	転用目的は、自己用住宅です。
事務局	申請者は現在、2 人で借家住まいをしております

事務局	が、将来的に子どもを授かったときには、安定した住環境を整えておきたいこと、災害時や緊急時における迅速な対応が可能となること等を考えており、実家が近く、両親の介護や子どもの面倒を見ていただける良い場所であるため、いくつかの候補地から当該農地を選定し、申請に至ったとのことです。
事務局	それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。
事務局	工事計画：令和7年1月20日から令和7年7月31日までです。
事務局	農地区分：当該農地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるが、相当数の家屋が連たんしている既存の集落に接続しているため、第1種農地の転用の不許可の例外に該当します。
事務局	資力及び信用：過去に違反転用はなく、資金調達計

事務局	画書や融資事前承認の回答書が添付されているため、問題ないと思われます。
事務局	申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。
事務局	行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み：まちづくり整備課に開発許可申請を同時申請されております。許可見込みとのことですので、問題ないと思われます。
事務局	計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。
事務局	周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと思われます。

事務局	尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、農地以外の土地の利用の見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については全て該当しません。以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。
議長	どうぞ。 (質疑なし)
議長	質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第1班安藤委員、お願いします。
安藤委員	議案第33号について、調査報告をいたします。1

安藤委員	2月12日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。
議長	本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手 全員
議長	よって、議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。
議長	続きまして、日程第8 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第20条第2項の規定による目標地図

議長	の素案作成についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案第34号について、別紙のとおり説明する)
議長	ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、質疑を行います。
議長	どうぞ (質疑なし)
議長	質疑を打ち切ります。
議長	これより、議案第34号 農業経営基盤強化促進法第20条第2項の規定による目標地図の素案作成について採決します。本案を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手 全員

議長 よって、議案第 3 4 号 農業経営基盤強化促進法第
2 0 条第 2 項の規定による目標地図の素案作成につ
いては、原案のとおり作成し、嵐山町長に提出するこ
とに決定しました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全
て終了しました。

議長 以上をもちまして、令和 6 年嵐山町農業委員会第 1
0 回総会を閉会します。

議長 お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

委員 内田 久子

委員 安藤 紀子

委員 杉田 健一
